

組合長専決処分事項

昭和43年12月2日  
議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により次の事項は、組合長において専決処分することができる。

- 1 その経費の財源が100万円以下の全額国県支出金及び寄附金に求める歳入歳出予算を補正すること。
- 2 その経費の財源が50万円以下で2分の1以上の国庫支出金に求める歳入歳出予算を補正すること。
- 3 特に急施を要し、かつ、ひとかどの金額が10万円以下である場合において歳入歳出予算を補正すること。
- 4 年度繰越工事に属する歳入歳出予算で50万円以下の補正をすること。
- 5 法律・政令の結果により歳入歳出予算を補正すること。
- 6 継続費を減額すること。
- 7 歳入歳出予算に定めるものを除くほか、新たに1万円以下の義務の負担及び権利の放棄をすること。
- 8 予算に定めた義務的経費を支出するため各項の金額を流用すること。
- 9 金融情勢の変化に伴い起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更すること。
- 10 予算内の支出をするため一時金の借入れをすること。